

お知らせ なんたん



第78号(3の2)平成21年4月10日発行

訪問理美容サービス事業のご案内

老衰や心身の障がいおよび疾病などにより理容院や美容院に出向くことが困難な在宅の高齢者などに対し、南丹市訪問理美容サービス登録事業所の理美容師が自宅に訪問し、理美容サービスを行います。利用回数は、年間12回までとなります。申込方法などの詳細は、下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

- 対象者** おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者。高齢者のみの世帯および障がい者の方で、自力で理容院や美容院に出向くことが困難な方。
- 費用** 理美容代金は自己負担(訪問出張費用は市負担)

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 高齢者福祉係 TEL (0771) 68-0006
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

家族介護用品支給制度について

要介護高齢者を在宅で介護されている方の経済的負担の軽減を図るため、介護用品購入にかかわる費用の一部を助成します。支給方法は、費用の全額をいったんお支払いいただき、その後申請により規定の額を払い戻します。介護用品購入の際は領収書を保管いただき、領収書を添付して申請してください。申請は、随時受け付けています。詳細は下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

- 対象者** 要介護認定で要介護4または5と認定された方を在宅で介護している家族で、南丹市在住、市民税非課税世帯です。(入院中、施設入所中の方は対象となりません)
 - 支給額** 1人当たり年額75,000円以内
 - 対象となる介護用品**
 - ・紙おむつおよび尿とりパット、防水シートなどの排泄関係用品
 - ・介護用パジャマ、介護用下着などの介護衣類用品
 - ・介護用手袋、マスク、エプロンなどの衛生関係用品
 - ・ドライシャンプー、清拭剤などの入浴関係用品
 - 申請に必要なもの** 領収書(レシート不可)、印鑑
- ※領収書は、購入者名、購入日、購入金額および介護用品名が明記されたものが必要です。
※購入業者は、南丹市内に限らず、どこで購入されても助成の対象となります。

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 高齢者福祉係 TEL (0771) 68-0006
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

家族介護慰労金支給制度について

南丹市に在住する高齢者を在宅で同居により介護されている方を対象に、介護者の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的に慰労金を支給します。申請は、随時受け付けています。詳細は下記申請・問合せ先にお問い合わせください。

- 対象者** 要介護4または5と認定された在宅高齢者を、介護保険サービスを利用しながら、6カ月以上在宅で介護している同居介護者。(市民税非課税世帯)
- 支給額** 年額80,000円

◇申請・問合せ先 高齢福祉課 高齢者福祉係 TEL (0771) 68-0006
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

入学祝金の申請について

南丹市の区域に居住(住民登録など)されている方で、今年小学校および中学校に入学された児童を養育されている方に入学祝金を支給します。6月30日(火)までに子育て支援課または各支所健康福祉課に申請してください。申請が遅れると支給できませんのでご注意ください。

- 支給額** 小学校入学 30,000円、中学校入学 40,000円
- 申請に必要なもの** 印鑑、預金通帳(申請者名義の普通口座) ※南丹市立以外の小・中学校入学の場合は、在学証明書または学生証のコピーが必要です。

◇申請・問合せ先 子育て支援課 子育て支援係 TEL (0771) 68-0017
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

妊婦健康診査の公費負担が14回分に変わります

南丹市では、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的として、4月1日から、厚生労働省が示す14回の標準的な健診にかかる費用について公費負担が受けられる、「妊婦健康診査公費負担受診券」の交付を行います。受診できる医療機関、検査の内容、受診券使用にあたっての注意事項などについては、妊娠届出時に「妊婦健康診査公費負担受診券綴」の申請をしていただく際にご説明します。

なお、平成20年度中に妊婦健康診査受診票申請をしておられる方で、4月1日以降に妊婦健診を受けられる方には、3月末に新しい「妊婦健康診査公費負担受診券綴」を郵送しています。お手元に届いていない方は、健康課までご連絡ください。

◇申請・問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

不妊治療助成金限度額を引き上げます

南丹市では、子どもを希望しながらも恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対し経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成しています。

4月1日以降の受診分から助成金の限度額を1年度につき「3万円」から「5万円」に引き上げます。

- 対象者** ①南丹市に住所を有し、京都府に1年以上居住している夫婦(婚姻の届け出はしていないが、事実上婚姻関係にある男女を含む)
②各種医療保険に加入していること

- 給付対象治療** ・不妊治療のうち、保険適用のあるもの。
・府外医療機関での治療も対象となります。

※診断のための検査は助成対象外になりますのでご注意ください。

●助成金額

- ①助成割合 保険診察に係る被保険者負担額の2分の1
※ただし、医療保険法の規定による保険者、共済組合の規約、定款、運営規則などで不妊治療に要する費用に対して給付がなされる場合には、その額を控除します。

②助成限度額

- <3月31日受診分まで> 1年度につき3万円を限度とします。
※夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき3万円まで(夫婦6万円まで)とします。
- <4月1日受診分から> 1年度につき5万円を限度とします。
※夫婦双方が不妊治療を受けている場合は、それぞれにつき5万円まで(夫婦10万円まで)とします。

③助成期間、助成回数に制限はありません。

- 申請方法** 不妊治療助成金交付申請書と医療機関証明書を、健康課または各支所健康福祉課まで提出してください。

※申請書、医療機関証明書は、健康課および各支所健康福祉課にあります。

※府内医療機関にも医療機関証明書はあります。

※申請は診療日から起算して1年以内に行ってください。郵送でも申請可能です。

◇申請・問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016

5月の母子保健事業日程表

5月の母子保健事業は下記のとおりです。

	事業名	対象(月齢など)	場所
5月1日(金)	乳児後期健診	平成20年6月1日~7月5日生	園部保健センター(こむぎ山健康学園)
5月15日(金)	乳児前期健診	平成21年1月生	
5月18日(月)	2歳5カ月児健康相談	平成18年11月生	
5月22日(金)	3歳5カ月児健診	平成17年11月生	
5月26日(火)	離乳食教室	生後4カ月~1歳ごろの乳児と保護者	日吉保健センター(はーとびあ)
5月28日(木)	1歳8カ月児健診	平成19年8月8日~8月24日生	園部保健センター

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016